

採用に向けた活動等におけるハラスメントの防止等に係るルールについて

広島県教職員等を志望する方が安心して面談・選考に臨むことができるよう、広島県教育委員会では、以下のとおりルールを定めます。

1 採用に向けた活動等（SNS等のオンラインを介したものの又はオンライン上で行われるものを含む。）

- ・採用試験
- ・各種説明会

2 面談・面接等に関するルール

- ・実施時間：原則、8：30～17：15とします。
- ・場所：県施設内の会議室、その他県が指定した場所（他団体が主催する説明会会場、大学等）で行います。また、オンラインで実施することもあります。

3 実施体制

原則として、複数職員で対応します。やむを得ず、1対1で面談する場合は、オープンスペースや周囲の目の届く環境で行うこととします。

4 連絡手段

公用メール、公用電話、郵送又は広島県電子申請システムにより連絡します。

5 相談窓口

広島県教育委員会の採用活動において、万が一、職員からハラスメント（※）を受けた場合には、以下の連絡先まで御連絡ください。相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、公平に対応します。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、選考の判断に影響を与えることはありません。

なお、適切な調査実施のため、必要に応じて関係部署に相談内容等を共有し、対応します。

（※）ハラスメントは、次に掲げるハラスメントに類するものをいいます。

- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント
- ・パワー・ハラスメント
- ・カスタマー・ハラスメント

【ハラスメント相談窓口】

広島県教育委員会事務局

（専用電話）

・（082）513-4917 ・（082）513-4985

◆（082）513-4918 ◆（082）513-4919

（◆：女性担当者対応窓口）